

ハローワーク横浜 外国人雇用管理セミナー

外国人労働者と職場の安全衛生

横浜南労働基準監督署 安全衛生課
安全衛生課長 小野 純一

労働安全衛生法における事業者等の責務

(事業者の責務等)

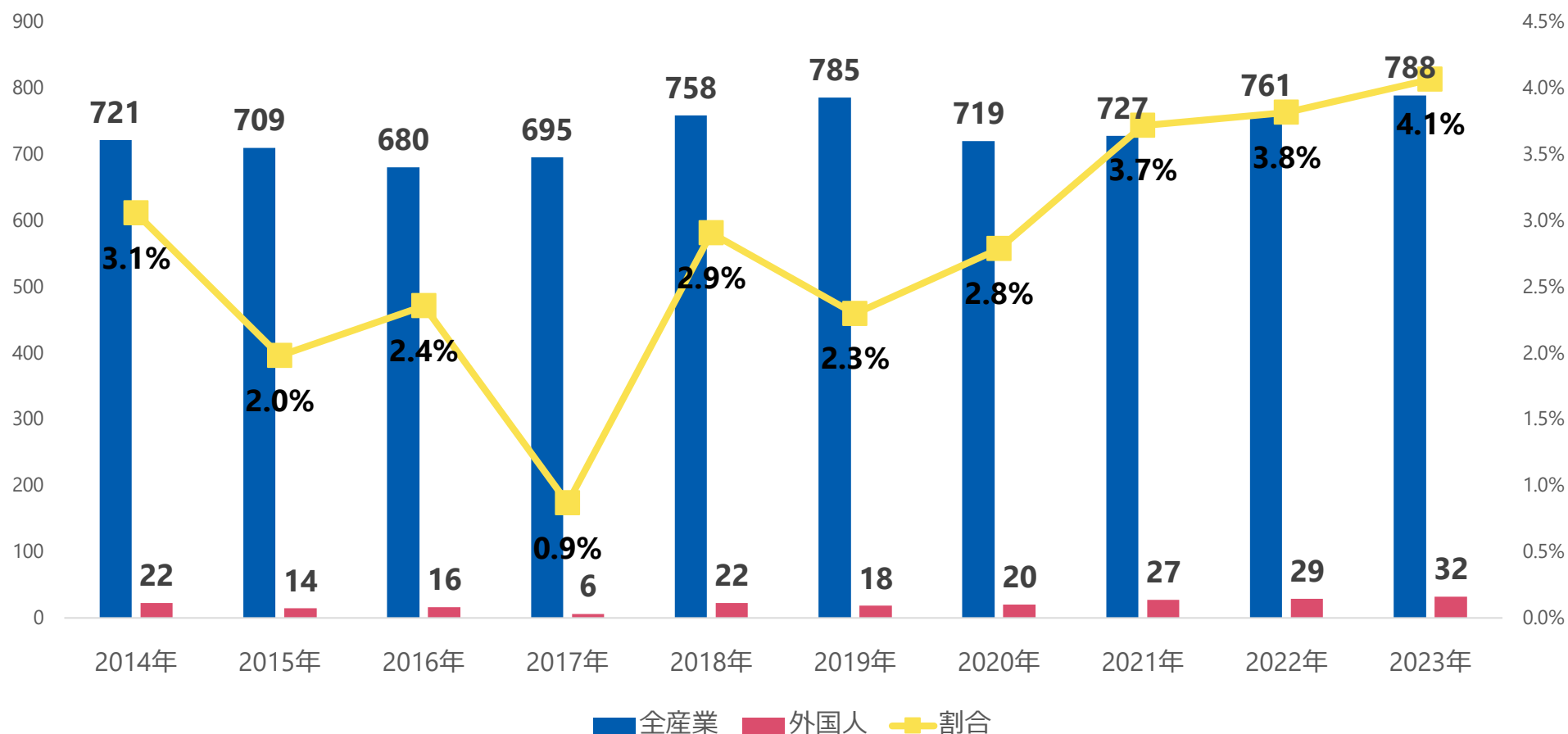
第3条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

2 (略)

3 (略)

外国人労働者の労働災害発生状況

休業4日以上労働災害発生状況の推移（新型コロナウイルス感染症のり患者除く）【横浜南署】



第14次労働災害防止計画の概要

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると**周知**する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ 労働者の健康確保対策の推進
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害：5%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

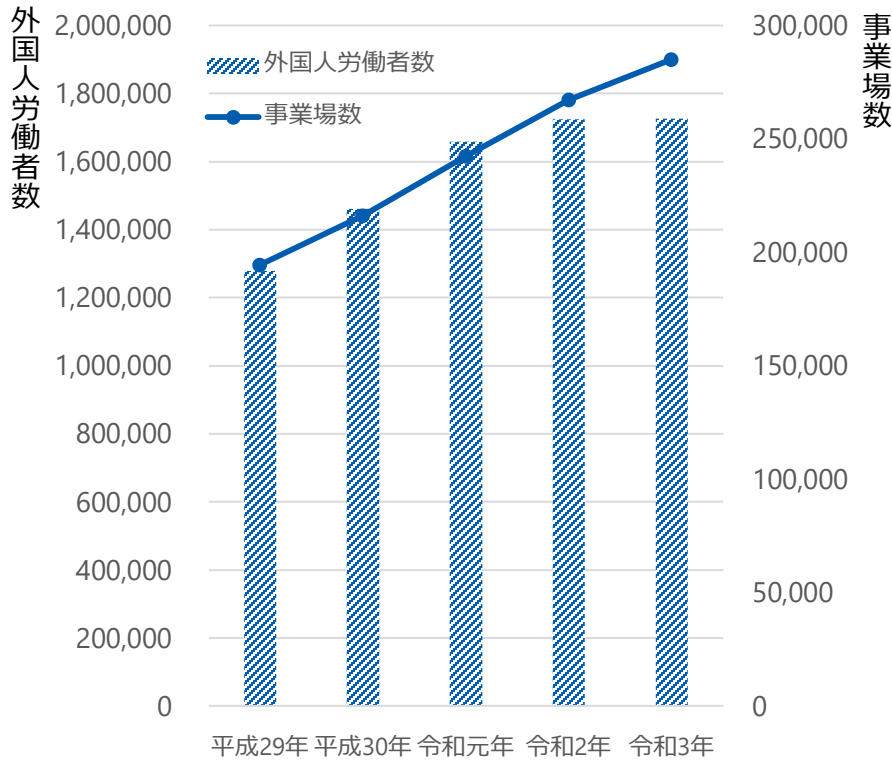
外国人労働者の労働災害発生状況

重点④

■外国人労働者数の増加に伴い、**外国人労働者の死傷者数も増加傾向**。全業種と比較して、**外国人労働者の災害発生率が高い**。これについて、以下の要因が考えられる。

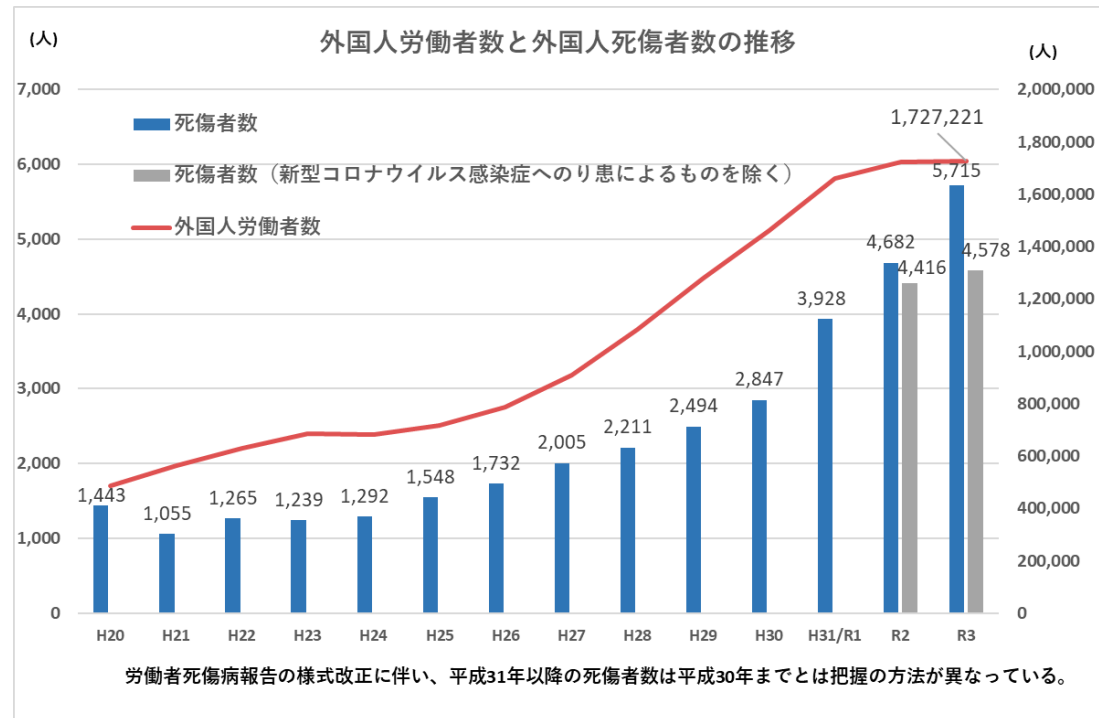
- ① 業務経験が比較的短い
- ② 日本語そのものの理解が不十分
- ③ コミュニケーション不足により、職場の「危険」の伝達・理解も不足

外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



全ての労働者と比較して**外国人労働者の労働災害発生率は高く対策が急務**

令和3年死傷年千人率	新型コロナ含む	新型コロナ除く
全て（役員除く）	2.7	2.3
外国人労働者	3.3	2.7



※令和4年1月28日厚生労働省発表「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和3年10月末現在）より数値引用

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

■ 事業者に取り組んでもらいたいこと

- 「テレワークガイドライン」(*1)や「副業・兼業ガイドライン」(*2)に基づく労働者の安全と衛生の確保
(*1) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月改定)
(*2) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月最終改定)
- 外国人労働者への安全衛生教育**や健康管理を実施 *国は、危険を「見える化」する**ピクトグラム安全表示の開発を促進**
 - 外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。**(母国語や視聴覚教材の使用)**
 - 使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を**確実に理解**させる。
 - 標識、掲示及び表示等に**図解を用いる**、**母国語で注意喚起語を表示する**。 等



アウトプット指標 (2027年まで)

母国語や視聴覚教材を用いて、外国人労働者向けの災害防止の教育を実施している事業場を**50%以上**

アウトカム指標 (2027年まで)

外国人労働者の**死傷年千人率**を**全体平均以下**

安全衛生管理とコミュニケーション

言葉の壁

外国人材の日本語力	<ul style="list-style-type: none">・ コミュニケーションがきちんととれる日本語力がない
日本人従業員の語学力やコミュニケーション力	<ul style="list-style-type: none">・ 外国人労働者の語学力レベルと日本人従業員のコミュニケーション力や指導力が不足している
方言・慣習など	<ul style="list-style-type: none">・ 日本特有の社交辞令は、外国人には理解しがたい・ 外国人材が複数名いると母国語のみで会話し、日本語に触れようとしにくい・ 日本語は勉強しているものの、方言などは伝わりにくい
業務連絡・作業指示	<ul style="list-style-type: none">・ 職種的に翻訳しにくい言葉が多い・ 日本人従業員が作業指示をする際に、「わかった？」と半ば強制的な返事を求めてしまう、外国人材は怒られたくない、理解できていないと思われたくないため、その場では「わかった」と返事をしてしまう

令和2年3月広島県「県内企業 外国人材雇用実態調査報告書」（抜粋）

安全衛生管理とコミュニケーション

TSUNAHIRŌ

「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト

つながるひろがる にほんごでの暮らし

使い方ガイドブック 第3版



WEBサイトはこちら
PC SP 対応

tsunagarujp.bunka.go.jp



講習の 日本語指導ガイド

公益財団法人 国際研修協力機構

安全衛生管理とコミュニケーション

「やさしい日本語」への言い換え

1 話し出す前に内容を整理する

⇒全体像を最初に示しましょう 「結論を先に話す」ように心がけると、話がわかりやすくなります

2 一文を短くし、語尾を明瞭にして文章を区切る（「です」「ます」で終える）

「ので、から、が、けれど、て、で、たら」といった接続助詞でつながる文を切って分けましょう

「血圧を測らせていただくので、こちらの椅子に腰かけていただけますか。」

⇒「血圧を測ります。この椅子に座ってください。」

3 尊敬語・謙譲語は避けて、丁寧語を用いる（ため口も避ける）

外国人にとって尊敬語・謙譲語はとても難解なので、外しましょう 「です・ます」の形は最初に教科書に出てくる基本形です

「ご記入ください」⇒「書いてください」 「これはあぶないよ」⇒「これはあぶないです」

4 単語の頭に「お」をつけない（可能な範囲で）

「お薬」「お会計」⇒「薬」「会計」

5 漢語よりも和語を使う

漢語は専門用語などによく使われますが、聞いただけ（音だけ）では意味が伝わらないものがあります

その場合次のような対応が考えられます

A 置き換える：日常用語に置き換えられるもの

「明日は8時に集合してください」⇒「明日は8時に 集まって ください」

「この作業は4時に終了します」⇒「この 作業は 4時に 終わります」

B 説明を加える：理解度が低く説明が必要な用語

C 意図的に使う（解説付き）：現場でよく使う大事な用語

研磨（磨く）、裁断（切る）、確認（確かめる）

安全衛生管理とコミュニケーション

「やさしい日本語」への言い換え

6 外来語を多用しない

外国人には外来語の理解は難しく、英語起源の外来語であっても伝わるとは限りません（そもそも英語はあまり伝わりません）

7 言葉を言い換えて選択肢を増やす

「測定します」⇒「測ります、調べます」

8 ゼスチャーや実物を提示

操作盤などの指差しで説明、工具などは実物を見せる

9 オノマトペ（擬音語、擬態語）は使わない

「ふわふわ」「どンドン」「ガシャン」「サッと」「ガンガン」⇒なるべく使わない

10 相手の日本語の力が高い場合には「やさしい日本語」をやめる

⇒状況に合わせてスイッチを切る

■ 「やさしい日本語」を学ぶのは日本人であること

日本での生活を続けるうえで、必要な最低限度の日本語能力は多くの外国人が備えていると考えられます。

日本語能力の未習熟な外国人とコミュニケーションをとっていくうえで、有用なツールとなる「やさしい日本語」に言い換え、外国人の側に歩み寄るのは日本語を母語とする日本人であるということをしつかりと認識する必要があります。

日本人社員も外国籍社員も

職場でのミスコミュニケーションを考える

～動画教材を使った対話による学びの手引き～

- ✓ 活用ガイド
- ✓ ワークシート
- ✓ 利用者の声



外国人労働者とのコミュニケーションに関する教育支援ツール (経済産業省HP)

動画教材の構成

【学習補助教材】

①有識者による動画教材の解説

- ✓ 動画教材はどのように活用すると良いか？
 - ・動画を見て対話し、気づきを得ることが学びにつながる
 - ・双方の立場で考えることで変化が生まれる
- ②学習体験をした企業・従業員の声
 - ✓ 職場のコミュニケーションに対する課題意識は？
 - ✓ 動画教材を使って学習をしてみた感想は？



【シーン動画×18シーン】

- ✓ ミスコミュニケーションをシーンごとに切り出し
- ✓ 問題編(約1分) + 解説編(約1分)の短編動画



【ストーリー動画×2ストーリー】

- ✓ ミスコミュニケーションが散りばめられたストーリー
- ✓ ストーリー(約3分) + 解説編(約5分)



安全衛生管理とコミュニケーション

ピクトグラム安全表示

<p>立入禁止</p> <p>Do Not Enter 禁止入内 CẤM VÀO Dilarang! Masuk BARAI PUMASOK</p>	<p>火気厳禁</p> <p>Danger! No Open Flame 严禁烟火 CẤM LỬA Dilarang! Menggunakan Api MAMPAKABIS: SIPALANG API!</p>	<p>足もと注意</p> <p>Watch Your Step 注意脚下 CHÚ Ý DƯỚI CHÂN Perat! Bewah Kaki INGATAN ANG HAKBANG!</p>	<p>墜落注意</p> <p>Danger! Falling Hazard 当心坠落 CHÚ Ý RƠI NGÃ Perat! Terpelant. Jatuh MAMPAKABIS: MAY BUTAS SA SANG</p>	<p>開口部注意</p> <p>Danger! Opening in Floor 当心开口处 CHÚ Ý LỖ MỖ Perat! Adit Lebang MAMPAKABIS: MAY BUTAS SA SANG</p>	<p>有機溶剤使用中</p> <p>Organic Solvent In Use 正在使用有机溶剂 DANG SỬ DỤNG DUNG MÔI HỮU CƠ Seiring Menggunakan Lunan Organik MAMPAKABIS: MAMPAKABIS</p>	
<p>保護帽着用</p> <p>Wear Helmet 必须戴安全帽 ĐỘI MŨ BẢO HIỂM Gunakan Topi Pelindung MAMPAKABIS: MAMPAKABIS</p>	<p>安全带使用</p> <p>Wear Safety Belt 必须系安全带 SỬ DỤNG DÂY AN TOÀN Gunakan Sabuk Pengaman MAMPAKABIS: MAMPAKABIS</p>	<p>整理整頓</p> <p>Keep Tidy 整理整頓 VE SINH SẠCH ĐẸ Rakikan Dengan Teratur MAMPAKABIS: MAMPAKABIS</p>	<p>安全通路</p>	<p>昇降階段</p>	<p>消火器</p>	
<p>頭上注意</p> <p>当心头顶 CHÚ Ý TRÊN ĐẦU Ingatan ang ulo!</p>	<p>足もと注意</p> <p>注意脚下 CHÚ Ý DƯỚI CHÂN Ingatan ang hakbang!</p>	<p>開口部注意</p> <p>当心开口处 CHÚ Ý HỖ SẤU Perat! Adit Lebang</p>	<p>感電注意</p> <p>当心触电 CHÚ Ý ĐIỆN GIẬT Mag-ingat! Electric hazard!</p>	<p>安全带使用</p> <p>系好安全带 SỬ DỤNG DÂY AN TOÀN Dapat ang pang katataganan ginagamit</p>	<p>保護帽着用</p> <p>戴好安全帽 ĐỘI MŨ BẢO HIỂM Dapat ang helmet para sa proteksiyon</p>	<p>立入禁止</p> <p>禁止入内 CẤM VÀO Bawal pumasok!</p>
<p>整理整頓</p> <p>整理整頓 VE SINH SẠCH ĐẸ Panatilihin maayos</p>	<p>積載荷重</p> <p>载 荷 TẢI TRONG CHO PHÉP Limitado ang timbang</p>	<p>消火器</p> <p>天 火 器 BÌNH CHỮA CHÁY Fire extinguisher</p>	<p>喫煙所</p> <p>吸 烟 区 NƠI HÚT THUỐC Smoking area</p>	<p>禁 煙</p> <p>禁止吸烟 CẤM HÚT THUỐC Bawal manigarilyo</p>	<p>火気厳禁</p> <p>严禁烟火 CẤM LỬA MAMPAKABIS: MAMPAKABIS</p>	<p>墜落注意</p> <p>当心坠落 CHÚ Ý RƠI NGÃ Mag-ingat! Fall hazard</p>

安全衛生教育

教育の前に（リスクアセスメントの実施）

生産工程が多様化し、複雑化するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されるなどにより、労働災害の原因も多様化し、その把握を難しくなっています。このため労働安全衛生法令に規定されている最低基準としての危害防止基準を遵守するだけでなく、建設物、設備、原材料等に起因する危険性・有害性等を事前に調査し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するために必要は措置を講ずること（リスクアセスメント）が事業者の努力義務とされました。（安衛法第28条の2）

リスクアセスメント実施の基本事項

実施体制	実施時期
①事業場のトップが調査等の実施を統括管理 ②安全管理者、衛生管理者等が調査の実施を管理 ③安全衛生委員会等を活用し労働者も参画 ④危険性・有害性の特定、リスクの見積もり、低減措置の検討等は、作業の内容を詳しく把握している職長等が実施 ⑤機械設備等の専門知識を有する者の参画	①建設物の設置・移転・変更・解体時 ②設備の新規採用・変更時 ③原材料の新規採用・変更時 ④作業方法・作業手順の新規採用・変更時 ⑤リスクの変化が生じ、生ずるおそれのある時
	調査の実施対象
	過去に労働災害が発生した作業、ヒヤリハット事例があった作業、日常労働者が不安を感じている作業など

参考

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に、小規模事業場を対象として建設業、製造業、サービス業、運輸業（30種類）の作業・業種別に、また、化学物質のリスクアセスメントについて「リスクアセスメントの実施支援システム」が開設されています。

▶ https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html

リスクアセスメント の実施手順

STEP ① 情報を収集する

- ▶各種情報（作業標準、作業手順書、仕様書、安全データシート、機械設備等のレイアウト、作業環境測定結果、混在作業による危険性、災害事例等）を定常作業、非定常作業を問わず収集する。

STEP ② 危険性・有害性を特定する

- ▶収集した情報に基づき、危険性・有害性を特定するために必要な単位で作業を洗い出し、分類して、危険性・有害性を特定する。この際、労働者の疲労などの付加的影響も考慮する。

STEP ③ リスクを見積もる

- ▶リスクを低減させる優先度を決定するため、発生するおそれのある「負傷または疾病の重篤度」とそれらの「発生の可能性の度合い」をそれぞれ考慮して、リスクを見積もる（※）。

※代表的な見積もりの方法としては、①マトリクスを用いる方法、②数値化による方法、③リスクグラフによる方法などがあります。

STEP ④ リスクを低減させる措置を検討し、実施する

- ▶次の優先順位でリスクを低減させる措置の内容を検討し、対策を講じる。

- ①危険性・有害性そのものを除去、低減する
- ②インターロック、局所排気装置の設置等工学的な対策を講じる
- ③マニュアルの整備等管理的な対策を講じる
- ④個人用保護具を使用する

STEP ⑤ 記録する（※※）

- ▶次の事項を記録する。

- ①洗い出した作業
- ②特定した危険性・有害性
- ③見積もったリスク
- ④リスクを低減させる措置の優先度
- ⑤リスクを低減させる措置の内容

※※事業場内でリスクアセスメントを継続的に実施するため、記録して後日確認できるようにすることが必要です。

リスクの見積もり例

(1) マトリックスを用いた方法

「負傷・疾病の重篤度」と「発生可能性の度合い」をそれぞれ横軸と縦軸とした表（行列：マトリックス）に、あらかじめ重篤度と可能性の度合いに応じたリスクの程度を点数などで割り付けておき、見積対象となる負傷・疾病の重篤度と次に発生可能性の度合いにクロスさせて、リスクを見積もる方法です。

		負傷・疾病の重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷・疾病の発生可能性の度合い	極めて高い	5	4	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

リスクポイント	優先度	
5~4	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要 措置を講ずるまで作業停止 十分な経営資源を投入する必要
3~2	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要 措置を講ずるまで作業停止が望ましい 優先的に経営資源投入
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施

(2) 数値化による加算法

「負傷・疾病の重篤度」と「発生可能性の度合い」を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値演算（かけ算、足し算等）してリスクを見積もる方法です。

負傷・疾病の重篤度

致命的	重大	中程度	軽度
30点	20点	7点	2点

負傷・疾病の発生可能性の度合い

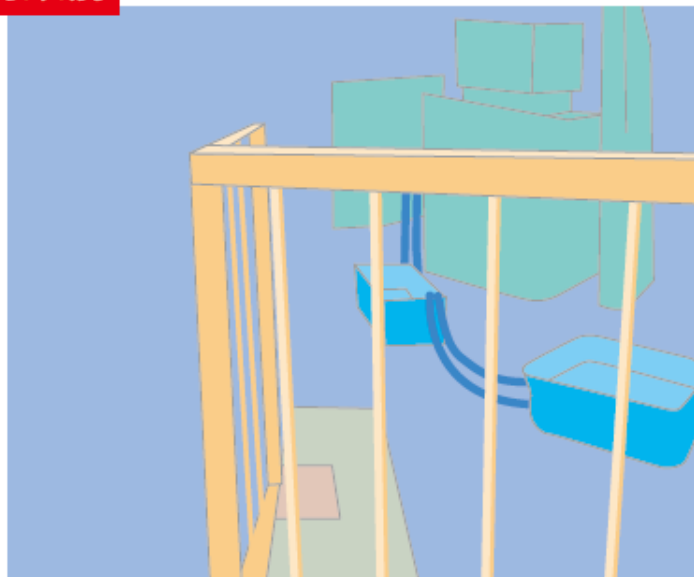
極めて高い	比較的高い	可能性あり	ほとんどない
20点	15点	7点	2点

「リスク」= 「重篤度」の数値 + 「発生可能性の度合い」の数値

リスクポイント	優先度（リスクレベル）	
30点以上	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要／措置を講ずるまで作業停止／十分な経営資源を投入する必要
10~29点	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要／措置を講ずるまで作業停止が望ましい／優先的に経営資源投入
10点未満	低	必要に応じてリスク低減措置を実施

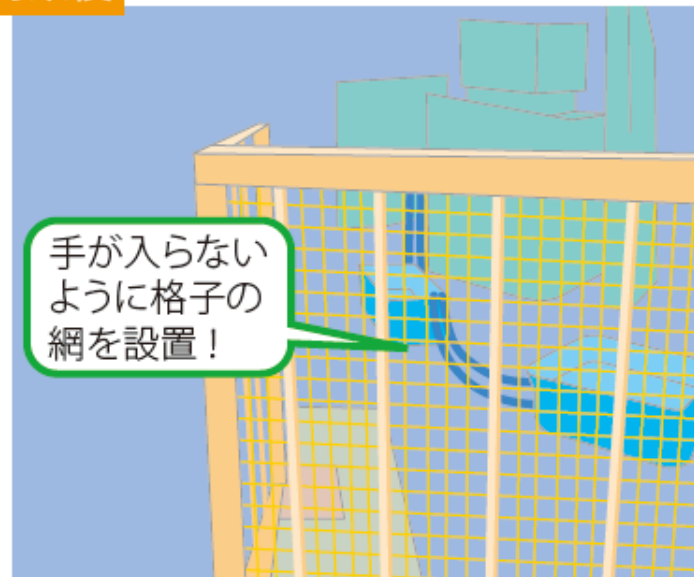
リスク低減措置の実施

対策前



● 柵中に回転体があるが柵から手が容易に入った。

対策後



● 手が入らないように格子の網を張り改善した。

危険性・有害性	リスクの見積もり・評価				
	危険に近づく頻度	けがの可能性	けがの程度	リスクポイント	リスクレベル
柵の隙間が広いので、手が機械に触れて打撲する。	2	4	3	9	Ⅲ

危険性・有害性	リスクの見積もり・評価				
	危険に近づく頻度	けがの可能性	けがの程度	リスクポイント	リスクレベル
柵の隙間が広いので、手が機械に触れて打撲する。	1	1	3	5	I

安全衛生教育

外国人労働者に対する安全衛生教育の準備

事業場において実施すべき安全衛生教育は、①雇入れ時教育、②作業内容変更時教育、③特別教育、④その他の安全衛生教育に分けられます。これらの教育を実施するに当たっては事前準備が必要となりますが、受講対象者が日本語を十分理解できない場合には周到な準備が必要となります。

厚生労働省HPが提供する資料

■「未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」

本マニュアルは、経験年数の少ない未熟練労働者が、作業に慣れておらず、危険に対する感受性も低いため、労働者全体に比べ労働災害発生率が高い状況に鑑み、特に製造業、陸上貨物運送事業、商業、産業廃棄物処理業の中小規模事業場における雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育に役立つよう作成されたものです。

▶未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>

■「マンガでわかる働く人の安全と健康」（教育用教材）

厚生労働省では、外国人労働者等に対して適切な安全衛生教育が実施されるよう、初めて学ぶ人向けに視聴覚教材（漫画教材）を作成しています。下記サイトからダウンロードが可能です。

▶マンガでわかる働く人の安全と健康（教育用教材）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13668.html

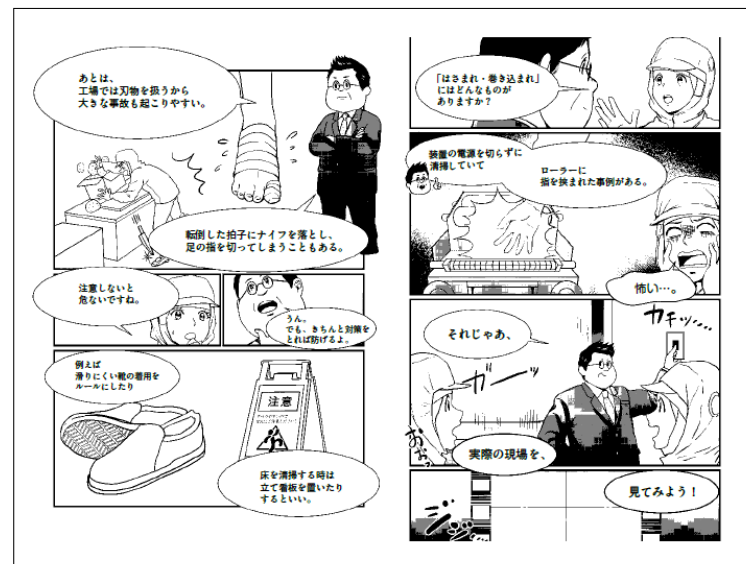
▶職場のあんぜんサイト「各種教材・ツール」内「外国人労働者向け安全衛生視聴覚教材」（動画やマンガではないテキストもあります。）

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

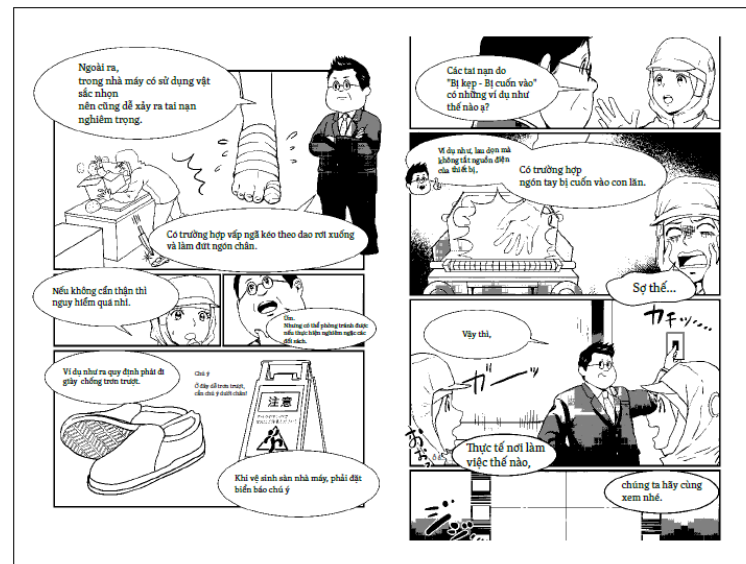
業種		言語													
		日本語	英語	中国語	ベトナム語	フィリピン語	カンボジア語	インドネシア語	タイ語	ミャンマー語	ネパール語	モンゴル語	ポルトガル語	スペイン語	韓国語
共通教材		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
製造業	共通	○	○	○									○	○	
	素形材産業														
	産業機械製造業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	電気・電子情報関連産業														
	自動車整備業														
	製材業														
	飲食料品製造業														
	造船・船用工業 (「溶接」、「塗装」、「高所作業」 の動画あり)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	生コンクリート製造業														
	鉄工作業														
塗装															
めっき															
鋳造業															
建設業		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
(4)③(79頁)参照															
運輸交通業	航空業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
陸上貨物運送事業		○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
農業		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
漁業	漁船・養殖業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
商業	共通	○		○		○									
	小売業 倉庫業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
保健衛生業	介護業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
接客・娯楽業	宿泊業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	外食業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
清掃・と畜業	ビルクリーニング業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	産業廃棄物処理業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
警備業		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
作業別	フォークリフト														
	食品加工														
	溶接														
	クレーン・玉掛け	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	化学物質取扱い(基礎・管理) 交通労働災害 人や重量物の運搬作業														

まんがでわかる 飲食料品製造業の安全衛生

日本語 (抜粋)



Tiếng Việt (抜粋)



安全衛生教育

雇入れ時教育及び作業内容変更時教育

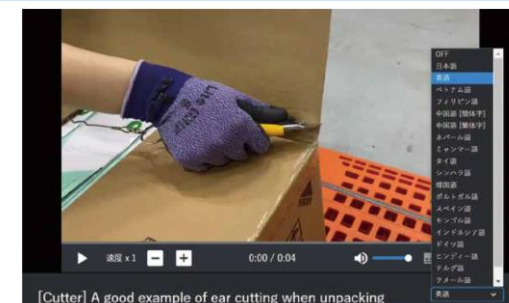
安衛法では、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容は変更したときは、遅滞なく、労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のための必要な事項について、事業者が教育を行うことが義務付けられています。（安衛法第59条第1項、安衛則第35条）

雇入れ時に教育及び作業内容変更時に教育すべき事項

1	機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること
2	安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること
3	作業手順に関すること
4	作業開始時の点検に関すること
5	当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
6	整理、整頓及び清潔の保持に関すること
7	事故時等における応急措置及び退避に関すること
8	上記に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
※	上記事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者は、当該事項についての教育を省略することができます

教育を行うに当たっては

- ・ 母国語の通訳が必要になる場合の対応（同じ会社に同胞の先輩がいる場合の協力）
- ・ 作業方法や当該作業に潜む危険についてマニュアル作成・動画を織り込んだ教育資料の作成



安全衛生教育

危険・有害業務についての教育（安全衛生教育等推進要綱（行政通達））に基づく教育

事業者は、外国人労働者を危険又は有害な業務に就かせるときは、安全衛生教育等推進要綱に基づき、雇入れ時等教育において、当該危険又は有害な業務に伴う労働災害発生のおそれとその防止対策等について正確に理解させること。その際、下記の事項についても十分に理解させる必要があること。

1 転倒災害の防止

転倒災害防止のため、整理整頓等による安全な作業床の保持、危険箇所の表示、手すりや滑り止めの使用方法及び積雪時に滑りにくい履物や安全な歩行方法

2 高所作業

高所作業をさせる場合は、作業手順及びその意味、墜落制止用器具の適切な使用方法及び昇降設備の適切な使用

3 機械設備、車両系建設機械等

機械設備、車両系建設機械等によるはさまれ・巻き込まれ、激突、切れ・こすれ等のおそれのある作業に従事させる場合には、作業手順及びその意味、安全装置の適切な使用方法及び立入禁止等に係る掲示

4 化学物質

化学物質を取り扱う作業に従事させる場合は、当該化学物質の危険性又は有害性及びその取扱い方法、呼吸用保護具や化学防護手袋等の保護具の適切な使用方法、局所排気装置等の換気装置の適切な使用方法

5 石綿（略）

6 放射線業務・除染業務等（略）

7 暑熱環境作業

夏季期間における屋外作業等の暑熱環境における作業に従事させる場合には、熱中症の症状、こまめな塩・水分の補給等予防方法や応急措置等の緊急時の対処等

安全衛生教育

特別教育

1 危険又は有害な業務に係る特別教育

安衛法は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者を就かせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者が当該業務に関する安全又は衛生のための特別な教育を行うことを義務付けています。（安衛法第59条第3項）

対象となる業務は、安衛法第36条に定められており、第1号の「研削といしを取替え又は取替え時の試運転の業務」から第41号の「墜落制止用具のうちフルハーネス型も用いて行う作業」まで、58業務を規定しています。

各業務について、教育する科目、範囲、時間、実技教育の有無などの詳細が省令・告示で定められています。定められた要件を満たした教育となっていないと「未実施」とみなされることに注意が必要です。

国際人材協力機構が発行しているテキスト

タイトル	言語			
	英語	中国語	ベトナム語	インドネシア語
アーク溶接等作業の安全	○	○	○	○
グラインダ安全必携		○		
粉じんによる疾病の防止	○	○		○

建災防が発行しているサブテキスト

タイトル	言語	
	英語	ベトナム語
足場の組立て等作業従事者特別教育用サブテキスト	○	○
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育用サブテキスト	○	○

就業制限業務

労働安全衛生法に基づく就業制限（免許、技能講習）

安衛法では、危険・有害性が高く、大きな労働災害に結びつくおそれのある一定の業務等については、都道府県労働局長の免許を受けた者等、登録講習機関が実施する技能講習を修了した者等、資格を有する者でなければ、その業務に就かせてはならない業務があります。（一人親方や個人事業主であっても、また、一人作業であっても資格が必要です。）

就業制限の中には、フォークリフト（最大積載量1トン以上）の運転の業務、つり上げ荷重1トン以上の移動式クレーンの運転の業務、ガス溶接の業務等、外国人労働者にとっても身近な機材の運転の業務等も含まれますので、こうした業務に就かせるときには、あらかじめ資格を取得させる必要があります。

母国語に対応した技能講習を実施している機関の検索先等

①各都道府県労働局の HP

東京労働局の例 ▶ <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000903472.pdf>

②(公財) 国際人材協力機構の HP→JITCO の支援サービス→実習生保護支援・在留支援→技能実習生の技能講習・特別教育受講 ▶ <https://www.jitco.or.jp/ja/service/protection/index.html>

日常的な安全衛生活動への参加

日本独自の取組についても外国人労働者の参加を

■危険予知訓練（KYT）、危険予知活動（KYK）

作業場などの職場の物理的な状況や工程などの流れの中にある危険要因とそれにより発生する現象を、事前に要した作業場や作業状況を描いたイラストや写真などを使用して、小集団で話し合い、考え、理解し合い、そのポイントや重点的に実施する事項を確認して、行動する前に解決する活動

■ヒヤリハット報告活動

重大な事故・災害になりかねない出来事、体験（「ヒヤリ」とした「ハッ」とした経験）の事例を集め、職場にどのような危険があるかを把握し、事前の対策の樹立と危険への認識を深める活動

■ツールボックスミーティング（TBM）

職場で行う作業開始前の打ち合わせのことです。作業を開始する前に、その日の作業において、作業範囲、段取り、分担などを明らかにして、どのような危険があるかを話し合い、全員で安全衛生のポイントを確認します。

■4S（5S）活動

生産性の向上を目指す活動、整理、整頓、清掃、清潔の頭文字のSを取った、もので、躰を加えると5Sとなる場合もあります。

健康管理

健康診断

雇入れ時健康診断の健康診断項目

	検査項目		検査項目
1	既往歴及び業務歴の調査	7	肝機能検査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	8	血中脂質検査
3	身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	9	血糖検査
4	胸部エックス線検査	10	尿検査
5	血圧の測定	11	心電図検査
6	貧血検査		

常時使用する労働者（①及び②を満たす者）

①▶期間の定めのない労働契約により使用される者

▶期間の定めのある労働契約により使用される者であって、当該契約期間が1年以上である者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者

②1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること

健康管理

健康診断

○定期健康診断

1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施。項目は雇入れ時健康診断と同じですが、年齢等の要件により、項目を省略できる「厚生労働大臣が定める基準」がある。

○外国語版健康診断問診票 必要に応じて厚生労働省ホームページで公表しているものを活用。

○特定業務従事者健康診断

深夜業務や一定の有害業務に従事する労働者に対しては、6月以内ごとに1回、定期健康診断と同じ項目を実施。「健診項目の省略基準」あり。

○特殊健康診断

有機溶剤等の取り扱い業務等、有害な業務に従事する労働者に対する健康診断。雇入れ・配置替え、その後6月以内ごとに1回、健診項目は業務ごとに異なる。過去に従事し、引き続き在籍している者に対して健診義務がある業務もある。

○給食従業員の検便、酸の取り扱い等の歯又は歯の支持組織に影響のある業務の健康診断

○健康診断の費用負担

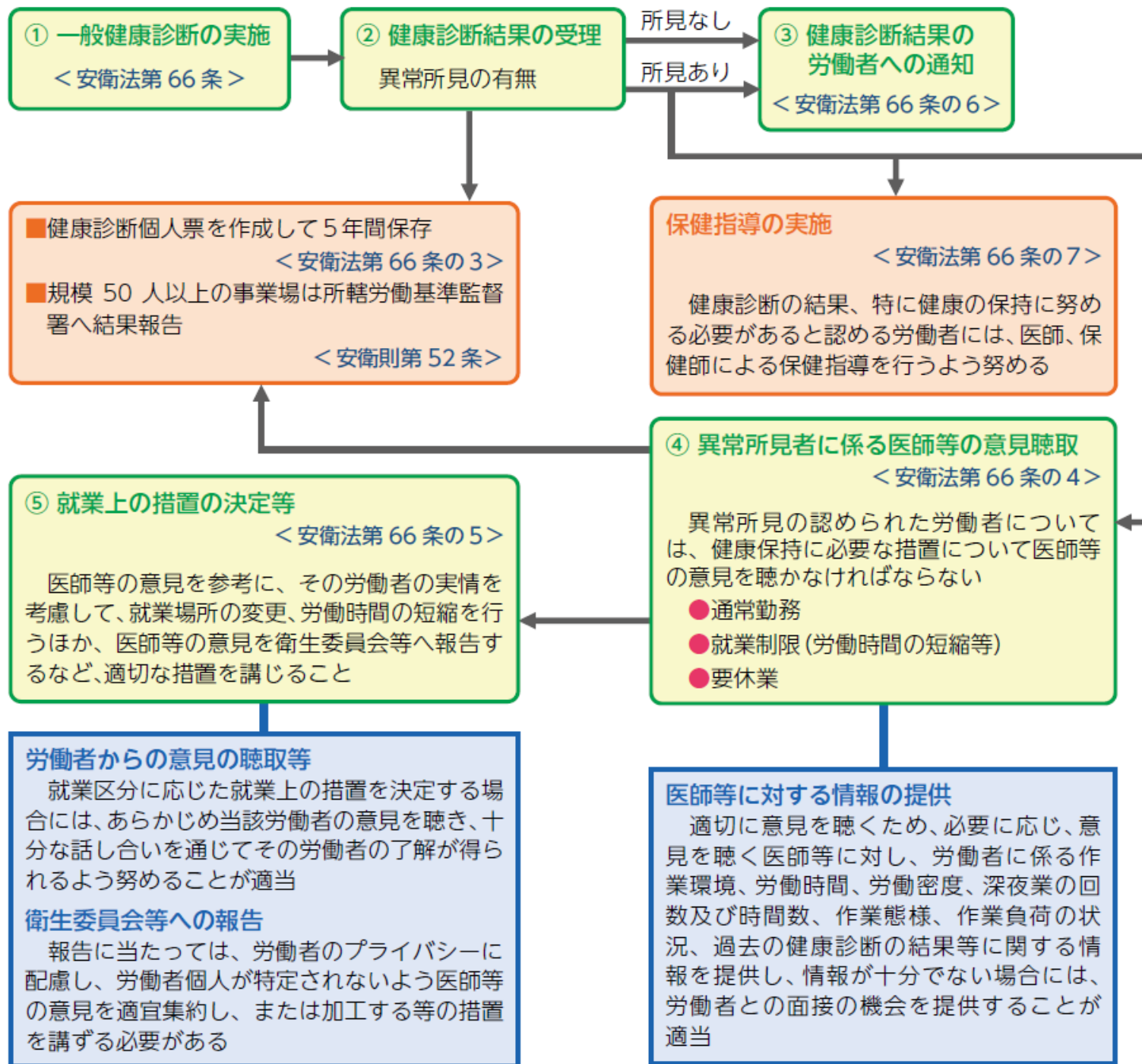
雇入れ時健診、定期健診、特定業務健診、特殊検診の費用については、事業者が負担すべきものと示されています。

○健康診断の受診に要した時間の賃金

多くの企業では、就業時間中に行っているケースが多く、定期健診については、業務遂行との関連で行われるものなので、「労使協議して決めるべきもの」、「要した時間の賃金を支払うのが望ましい」

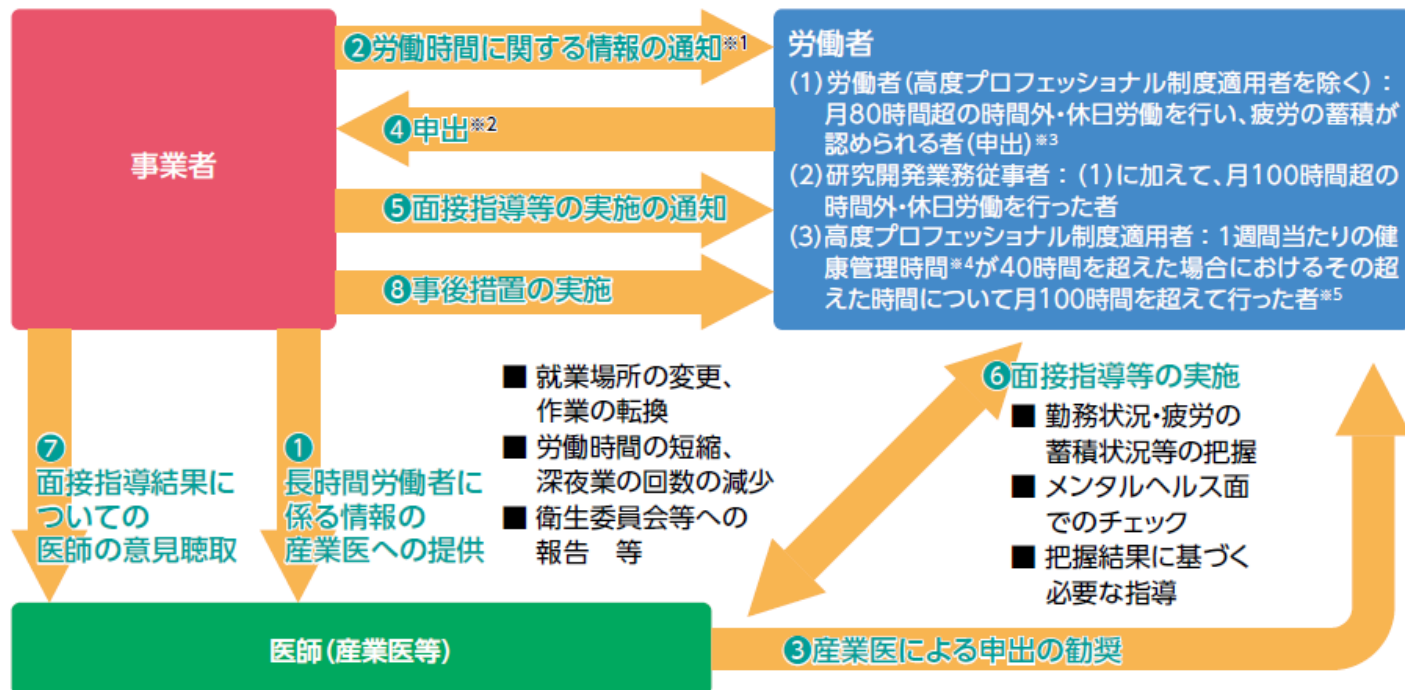
特定の有害な業務に従事する労働者に対する健診は、「所定労働時間内に行われることが原則」、「時間外に行われた場合には、当然割増賃金を支払わなければならない」

一般健康診断と 事後措置



面接指導及び心理的な程度を把握するための検査等

1 長時間労働者への面接指導



※ 1 時間外・休日労働時間が月 80 時間を超えた労働者が対象。

※ 2 月 100 時間超の時間外・休日労働を行った研究開発業務従事者、高度プロフェッショナル制度適用者については、面接指導実施の申出がなくても対象。

※ 3 月 80 時間超の時間外・休日労働を行った者については、申出がない場合でも面接指導を実施するよう努める。月 45 時間超の時間外・休日労働で健康への配慮が必要と認められた者については、面接指導等の措置を講ずることが望ましい。

※ 4 対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該対象労働者が事業場内にいた時間（労使委員会が厚生労働省令で定める労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議に係る時間を除いた時間）と事業場外において労働した時間との合計の時間。

※ 5 1 週間当たりの健康管理時間が、40 時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1 月当たり 100 時間を超えない高度プロフェッショナル制度適用者であって、申出を行った者については、医師による面接指導を実施するよう努める。

健康管理

面接指導及び心理的な程度を把握するための検査等

2 ストレスチェック

厚生労働省のホームページで調査票を作成し公表

調査票等		言語										
		日本語	英語	中国語	ベトナム語	タガログ語	ネパール語	ペルシャ語	ポルトガル語	ミャンマー語	スペイン語	インドネシア語
職業性ストレス簡易調査票（57項目）	PDF形式	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	Word形式	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●	●
ストレスチェック受検案内の文書例	Word形式	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
面接指導の勧奨文書例	Word形式	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
面接指導手引き資料	Word形式	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

外国人労働者が医療機関を受診の際に困った事例（静岡県外国人労働者実態調査（令和元年10月））抜粋

- 日本の治療方法に慣れていない。そもそも病院に行ったことがない。（自国では医療保険が整っていないので治療代が高額なため）
- 医師から告げられる病名等が専門用語のため、外国人では理解できない。診断書に記載されている場合も同様である。
- 痛みに対する表現、感じ方が日本人と違うため、医療機関でも様々な検査をして調べてくださるが、実際は軽かったことが多い。
- 薬の説明
- 病気の症状の説明
- 病状・原因の説明と理解
- 微妙なニュアンスが分からない。また、担当医以外での対応が困難。ズキズキ、シクシクなど。病気の程度が判断できない。市販薬でよいか、病院に行くのか
- 通訳者でも専門的な医療用語が理解できないことがある。通訳できない人がいない時に困る
- 診断書が欲しい時、症状を会社に説明して欲しい時に、その旨を本人が説明できないのと、会社が症状を医療機関にたずねると個人情報なのでと教えてもらえないことがあった
- 日本語の分かる友人に通訳してもらった

健康管理

日常の健康管理（外国人医療に関する情報まとめ）

1	マニュアル	◆厚生労働省 HP「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（改訂 第 3.0 版）」
2	通 訳	◆電話医療通訳サービス一覧（令和 3 年 9 月 1 日時点） ◆厚生労働省 HP 新型コロナウイルス感染症対応のための遠隔通訳サービス ■機械通訳 ◆多言語音声翻訳アプリ「ボイストラ」 ◆外国人向け医療翻訳アプリ「M-talk」
3	問診票	◆厚生労働省 HP「外国人向け多言語説明資料 一覧」 ◆多言語医療問診票（国際交流ハーティ港南台、かながわ国際交流財団） ◆AI 問診「UBie」 ◆茨城県国際交流協会「メディカルハンドブック」（22 言語）
4	服 薬	◆石川県薬剤師会 外国語対応のためのツール集について ◆神奈川県薬剤師会 外国籍県民のための支援ツールについて
5	その他	◆東京都福祉保健局 「一東京を訪れる外国人の方へー医療機関受診のための多言語ガイドブック」
6	外国人向け 医療機関案内	◆JNTO（Japan National Tourism Organization） ◆東京都福祉保健局「外国人患者向け医療情報サービス」
7	参考資料	◆「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について（改正 令和 2 年 3 月 23 日付け保医 0323 第 1 号、厚生労働省保険局医療課）